

開示セグメントの変更に関するお知らせ

キヤノン株式会社の連結財務情報開示におけるセグメント情報は、連結財務諸表の米国証券取引委員会への提出に関して、米国会計基準書（以下「基準書」）280（旧財務会計基準書第131号）の適用を免除されており、従来、日本の「連結財務諸表規則」に基づいて作成しておりました。

2008年9月に米国証券取引委員会が基準書280適用の免除規定を削除し、セグメント情報について、2009年12月15日以後終了する連結会計年度から基準書280の適用が求められることとなりました。

当該免除規定の適用が行えなくなることに加え、内部報告と外部報告のユニットを一致させることの経営管理上のメリットを考慮し、今月27日に発表される2009年12月期決算より、開示セグメントを以下の通りに変更致します。

これにより、当社の開示セグメントは社内組織をベースとして内部報告セグメントに基づいたものになります。

2009年12月期以降の決算短信、アニュアルレポート、有価証券報告書などのセグメント情報については過年度も含めて新セグメントでの開示となります。

従来の開示区分		主な内容	新しい開示区分	主な内容
事務機	オフィスイメージング機器	・モノクロ複写機 ・カラー複写機 ・その他 (SOHO/ソリューション等)	オフィス	・モノクロ複写機 ・カラー複写機 ・プリンター機器 (レーザープリンター/大判プリンター/SOHO) ・その他(ソリューション等)
	コンピュータ周辺機器	・レーザープリンター ・IJプリンター ・その他(スキャナ等)		
	ビジネス情報機器	(コンピュータ、電卓等)		
カメラ	・交換レンズその他 ・デジタルカメラ ・ビデオカメラ	コンシューマ	・カメラ(デジタルカメラ/交換レンズその他) ・IJプリンター ・その他(ビデオカメラ/放送機器等)	
光学機器及びその他	・半導体機器 ・その他(大判プリンター、放送機器他)	産業機器その他	・半導体機器 ・その他(ビジネス情報機器他)	